茨城県森林土木工事施工管理基準

平成29年8月

茨 城 県 農 林 水 産 部

施工管理基準目次

1	茨城県森林土木工事施工管理基準 ・・・・・・・・・・・ 6-3~ 5
2	茨城県森林土木工事出来形及び品質の規格値 ・・・・・・・ 7-1~ 2
3	出来形管理基準及び規格値 ・・・・・・・・・・・ 8-1~102
4	品質管理基準及び規格値 ・・・・・・・・・・・ 9-1~ 56
5	写真管理基準 (案) ・・・・・・・・・・・・・・・10-1~
6	品質管理試験データ表及び管理図表, 出来形管理図表 ・・・・・11-1~ 40
7	契約約款 第13条第2項(工事材料の検査)の運用について ・・・・12-1, 2
8	森林土木工事材料の使用についての運用 ・・・・・・・・・13-1~ 3
9	プルーフローリング (Prooh rolling) の測定について ・・・・・14-1~ 5
10	過積載による違法運行の防止対策について ・・・・・・・・15-1, 2
11	その他 (参考資料) ・・・・・・・・・・・・・・・16-1~ 66

茨城県森林土木工事施工管理基準

この茨城県森林土木工事施工管理基準(以下「管理基準」という。)は、茨城県森林土木工事共通仕様書[平成27年3月27日林政第1128号]第1編1-1-1-23施工管理に規定する森林土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

1. 目 的

この管理基準は,森林土木工事の施工について,**契約図書**に定められた工期,工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適 用

この管理基準は、茨城県農林水産部が所管する治山工事、林道工事、その他これらに類する 工事について適用する。ただし、**設計図書**に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。 また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基 準、規格値が定められていない工種については、監督員と**協議**のうえ施工管理を行うものとする。

3. 構 成



4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定(試験)等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定(試験)等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し直ちに**提示**するとともに、検査時に**提出**しなければならない。

5. 管理項目

(1) 品質管理試験

茨城県森林土木工事施工管理基準に基づく品質管理試験については, (一財)茨城県建設技 術管理センター (「以下管理センター」という。)に委任するものとする。

なお、管理センターの試験項目以外については、他の公的機関に委託するものとする。

- (2) 県指定工場で実施する試験 県指定工場で実施する試験(自主管理は除く)については,管理センターに委任するもの とする。
- (3) 試験立会い等の省略 前項(1),(2)の試験を管理センターに委託して行なった試験については、下記事項につい

て省略できるものとする。

- ① 監督員の立会い
- ② 試験写真
- ③「コンクリート圧縮強度試験管理図表」の強度試験実施機関印及び試験者名・印

(4) 工程管理

受注者は、工程管理を工事内容に応じた方式(ネットワーク(PERT)またはバーチャート方式など)により作成した実施工程表により行うものとする。但し、応急処理または維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(5) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形成果表または出来形図を作成し管理するものとする。

(6) 品質管理

1. 受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理 し、その管理内容に応じて、工程能力図または、品質管理図表(ヒストグラム、 $\chi-R$ 、 $\chi-R$ s -Rmなど)を作成するものとする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、下記工事を含み全面的に実施するものとする。

また,試験区分で「その他」となっている試験項目は,特記仕様書で指定するものを 実施するものとする。

- ① 土 工 盛土量(購入土,流用土を含む)が2,000㎡以上の工事に適用するものとする。ただし、路床入替工については300㎡以上の工事に適用する。
- ② 路盤工 小規模な工事(300㎡未満とする)以外の全ての工事に適用するものとする。 なお、歩道、路肩部は、原則として片側200㎡以上の工事に適用するものと する。
- ③ コンクリートエ コンクリート構造物は、簡易な工事を除き全ての工事に適用するものとする。
- ④ その他 品質管理基準に示されていない工事用資材の品質については、「森林土木 工事共通仕様書」で定められた項目について管理するものとする。 なお、契約約款第13条2項に定める工事材料は、別表「検査を必要とする 工事材料一覧表」によりチェックする。
- 2. 受注者は、セメントコンクリートの適用にあたり、無筋コンクリート構造物のうち重力 式橋台、橋脚及び重力式擁壁(高さ2.5mを超えるもの)については、鉄筋コンクリート に準ずるものとする。

6. 管理方法及び管理図表等のまとめ方

- (1) 工程管理
 - ① 工事内容に応じ工程表 (バーチャート方式, ネットワーク方式など) を作成し, 工事の進捗により随時補正し, 工期内に工事が完了するよう管理する。
 - ② 工事の進捗状況を写真により明らかにする。
- (2) 出来形管理
 - ① 定められた部分について測定基準を標準として測定し、工種別に、各特性値(基準高、厚さ、幅、延長など)をとりまとめ、管理図表及び出来形管理一覧表を作成する。

ただし、出来形管理図表等によりがたい構造物(函渠、橋脚、橋台など)については、 **設計図等**を使用し、設計値と測定値(測定値は赤書き、または() 書とする。)が比較できるように記入する。

② 明示困難な部分等については写真により出来形を明らかにする。

(3) 品質管理

- ① 定められた管理項目について試験を行い、データ表を作成するとともに品質管理図表 $(X-Rs\cdot Rm$ 管理図、X-R管理図、その他)及び品質管理一覧表を作成する。
- ② 試験の状況等を写真により明らかにする。

(4) 管理図表の様式

管理図表は、別添の品質管理図表や出来形管理図表を使用するか、または、実施した管理内容に応じて独自に作成した図表を使用する。

作成する場合は、簡潔でわかりやすいように工夫すること。ただしコンクリート圧縮強度試験管理図表 $[I \cdot II]$ は、定められた様式とする。

7. 管理上の留意点

- ① 品質及び出来形管理基準の項目や、測定・試験回数は、各々管理基準により実施すること。
- ② 試験等の測定値や出来形の測定値が著しく偏向する場合,またはバラツキが大きい場合はその原因を追及し、これを是正して、常に所要の品質、規格、寸法等が得られるように努めること。
- ③ 施工管理担当者は、管理図表及び管理一覧表等を工事の進行に合わせて速やかに整備し、 工種や工事の区切りごとに施工された構築物が**契約書類**どおりの品質・規格・寸法等を満 足していることを**確認**し、次の工程に進むように心がけること。
- ④ 管理図表及び管理一覧表等は、定められた工期内に提出すること。

8. 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測(試験・検査・計測) 値は、すべて規格値を満足しなければならない。

9. その他

(1) 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに**提示**するとともに、工事完成時に**提出**しなければならない。